



平成 25 年 9 月 6 日
内閣府（防災担当）

平成 25 年 7 月 26 日からの大雨災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（島根県）

- 平成 25 年 7 月 26 日からの大雨災害について、島根県から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人都道府県会館から支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
津和野町(つわのちょう)	7月28日	第1条第5号	5	8	7

注1 上記の数値は平成 25 年 9 月 6 日(金) 13 時 30 分現在の県からの報告による。同数値は、今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み(法第18条)

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その1/2について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第5号(第3号又は第4号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口十万未満のものに限る。)の区域であって、第1号から第3号までに規定する区域のいずれかに隣接(1)し、かつ、その自然災害により5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害)に該当することによる。

- 平成 25 年 7 月 26 日からの大雨災害では、山口県(萩市)において、全壊 10 世帯以上により支援法が適用。
- 島根県においても同時発表。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(被災者行政担当)付
北村,加藤,藤澤

TEL 03-5253-2111(内線51602)
03-3501-5191(直通)